

基準 1 令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準

令別表第 1 (1) 項から (15) 項まで及び (16) 項に掲げる防火対象物の取扱いについては、次のとおりとする。

1 令第 1 条の 2 第 2 項後段に規定する従属的用途の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 令第 1 条の 2 第 2 項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次のアに該当するもの又はイ及びウに該当するものとする。

ア 別表の区分欄に掲げる (1) 項から (15) 項までの防火対象物の区分に応じ、同表

(イ) 欄に掲げるその主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）に、同表 (ロ) 欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）が機能的に従属していると認められる部分で、かつ、次に該当する部分

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか、又は密接な関係を有すること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

イ 主たる用途に供される部分（前アにより機能的に従属される部分を含む。以下同じ。）の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の 90% 以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 m² 未満である場合における当該独立した用途に供される部分

ウ 令別表第 1 (2) 項二、(5) 項イ又は (6) 項イ (1) から (3) まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表 (6) 項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）（以下この基準において「(2) 項二等」という。）の用途に供される部分以外の部分

(2) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿、共同住宅以外のものをいう。以下この基準において同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により判定する。

面積比	判定
一般住宅の部分 > 令別表第 1 に掲げる用途の部分 ≤ 50 m ²	一般住宅
一般住宅の部分 < 令別表第 1 に掲げる用途の部分	令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物
一般住宅の部分 > 令別表第 1 に掲げる用途の部分 > 50 m ²	令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物
一般住宅の部分 ÷ 令別表第 1 に掲げる用途の部分	令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物

2 前項の規定により複合用途防火対象物となるものの取扱いについては次のとおりとする。

令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次の(1)及び(2)に該当するものは、特定用途部分※が存する場合であっても、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものとする((2)項ニ等の用途に供される部分が存するものは除く。)。この場合において、当該特定用途部分は、同表に掲げる用途のうち床面積が大なる用途と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

- (1) 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。
- (2) 特定用途部分の床面積の合計が、300 m²未満であること。

※特定用途部分とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。

(参考通知)

昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号

昭和52年1月6日付け消防予第3号

平成27年3月27日付け消防予第129号

別表

令別表第 1 による区分		(イ)	(ロ)
1	イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大・小道具室、衣裳部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室
	ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室
2	イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
	ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
	ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
	ニ	客室、客席、更衣室、事務室、倉庫	厨房、シャワー室、専用駐車場
3	イ ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
4		売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
5	イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、両替所、ピヤガーデン、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
	ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
6	イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
	ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店
	ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店
	ニ	教室、職員室、遊戯室、休養室、講堂、厨房、体育館	食堂
7		教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店
8		閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店

9	イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
	ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
10		乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
11		本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
12	イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
	ロ	撮影室、舞台部、録音部、道具室、衣装室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
13	イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
	ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
14		物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
15		事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室